

## 厚木市福祉施設光熱費等高騰対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価の高騰の影響を受けている介護事業所等の負担軽減を図り、安定した福祉サービスの提供を支援するため、予算の範囲内において厚木市福祉施設光熱費等高騰対策交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護事業所等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定を受けた事業所をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付を受けることができるものは、令和4年10月1日時点において、次の各号のいずれの要件も満たす介護事業所等を運営している法人等とする。

- (1) 市内に所在する介護事業所等を運営していること。
  - (2) 第5条の規定による申請時点において、次のいずれかのサービスを提供する介護事業所等を運営していること。
    - ア 介護保険法に基づくサービス（居宅療養管理指導及び福祉用具販売を除く。）
    - イ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、障害者支援施設又は地域活動支援事業
    - ウ 児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援又は障害児入所施設
- 2 原油価格・物価の高騰の対策として本市が実施する他の補助制度等を活用して補助金等を受けることができる場合は、本交付金の対象としない。

(対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、当該介護事業所等における次に掲げる費用であって、令和3年4月から令和4年3月までに要したものとする。

- (1) 食材料費 介護事業所等内で利用者に提供する食材に要する費用（委託の場合にあつては、人件費を除く。）
- (2) 光熱費 電気、ガスその他これに類するものの使用に要する費用（上下水道料金を除く。）
- (3) 燃料費 介護事業所等における冷暖房等のボイラーその他これに類するものに要する費用
- (4) 車両費 通所介護等で利用者の送迎又は職員が訪問に使用する車両の燃料

に要する費用

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）の合計額から県が実施する令和4年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱（令和4年11月25日施行）又は令和4年度神奈川県社会福祉施設等物価高騰対応支援金（障害分）支給要綱（令和4年11月25日施行）に基づく支援金相当額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる対象経費 100分の4.4
- (2) 前条第2号に掲げる対象経費 100分の19.6
- (3) 前条第3号に掲げる対象経費 100分の19.6
- (4) 前条第4号に掲げる対象経費 100分の8.3

2 交付金の額は、次の各号に掲げる介護事業所等の区分に応じ、当該各号に定める事項に留意の上、算定するものとする。

- (1) 介護保険法に基づく指定を受けた介護事業所等 別表第1に定める事項
- (2) 障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく指定を受けた介護事業所等 別表第2に定める事項

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする法人等の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、厚木市福祉施設光熱費等高騰対策交付金交付申請書兼請求書に厚木市福祉施設光熱費等高騰対策交付金申請内訳書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、運営する介護事業所等ごとに申請するものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、厚木市福祉施設光熱費等高騰対策交付金決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、交付金の交付に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、申請者から指定された口座に交付金を振り込むものとする。

3 交付金の交付は、1事業所当たり1回を限度とする。

(交付金の取消し及び返還)

第8条 市長は、前条第1項の規定により交付金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した交付金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(書類の整備等)

第9条 交付金の交付を受けた交付決定者は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、交付金の交付を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

別表第1（第5条関係）

算定基準表（介護保険法に基づく介護事業所等）

サービスの区分等		交付金の上限額
入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院 介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人 ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサ ービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活 介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の 指定を受けているものに限る。）	定員1人当たり 15,000円を乗じ て得た額の合計 額
通所系	【大規模】 通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機 能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり 200,000円
	【小規模】 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	1事業所当たり 100,000円
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビ リテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看 護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅介 護支援及び介護予防支援	1事業所当たり 50,000円

- 備考
- 1 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。
  - 2 介護サービス及び介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、一つの事業所として取り扱うものとする。
  - 3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所にあつては通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所にあつては訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントにあつては居宅介護支援事業所と同様の取り扱いとする。ただし、介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）の両方の指定を受けている場合は、一つの事業所として取り扱うものとする。
  - 4 介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた保険医療機関（介護保険事業所番号が141又は143で始まる事業所をいう。）を除く。
  - 5 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、交付金の対象としない。

別表第2（第5条関係）

算定基準表（障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく介護事業所等）

サービスの区分等		交付金の上限額
入所系	障害者支援施設、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ））、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、短期入所（医療型を除く。）及び福祉ホーム	定員1人当たり15,000円を乗じて得た額の合計額
通所系	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練及び生活訓練（宿泊型を除く。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター及び日中一時支援（注）障害者支援施設の昼間サービスを除く。	1事業所当たり100,000円
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業、基幹相談支援、移動支援、意思疎通支援及び訪問入浴サービス	1事業所当たり50,000円

備考1 同一建物内で同系統のサービスを提供している場合にあっては、一つの事業所として取り扱うものとする。

2 短期入所（併設型）については、併設する入所・居住系事業所とそれぞれ申請することができる。

3 同一建物内で、介護保険サービスを提供している事業所については、県が実施する令和4年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱に基づく支援金の対象となるため、本交付金の対象としない。

4 交付金の対象となる障害福祉サービス事業所等（第3条第1項イ及びウに規定する事業所をいう。）であっても、同一建物内で医療法（昭和23年法律第205号）の規定による指定を受けている医療機関に併設する事業所については、県が実施する令和4年度神奈川県医療機関等物価対応支援金支給要綱（令和4年11月14日施行）に基づく支援金の対象となるため、本交付金の対象としない。